

生命保険のはじまり

I (原文 16 ページ)

死亡率の統計にもとづく生命保険は 1762 年 9 月 16 日、保険金額 100 ポンドの 7 つの終身保険契約のうち 6 件は Equitable の理事自身の契約で、残る 1 件はその初代アクチュアリーの William Mosdell の契約を引き受けたことによって始まった。

この毎週の定例理事会の最初の会長となったのは大英博物館の最初の主席司書であり、英国海軍に採用された改良型航海用コンパスの発明者でもある、Dr. Gowin Knight F.R.S. であった。彼の次の主席司書の Joseph Planta F.R.S. も 42 年後に Equitable の理事になったが、彼らの肖像は他の人々のものと並んで大英博物館の会議室の壁に飾られている。

コメント (5)

いよいよ Equitable の会社自体の話になります。

まず Equitable という会社の組織ですが、これは今で言う「相互会社」の組織でした。その当時株式会社というのはウサン臭い存在で、ちゃんとした株式会社にするためには王様の特許状(あるいは勅許状)を出してもらって、特別に個別の法律を作ってもらわなければならなかったということです。アダムスミスの国富論にも、「無限責任の個人会社は信用できるけど有限責任の株式会社は信用できない」などという話があります(正確には合本会社(joint stock company)と、合名会社(private copartnery)あるいは個人事業(private business)との比較です)。

東インド会社やイングランド銀行等はそのような特許状の下に作られた会社で、南海バブルで有名な南海会社というのもそのような会社です。後に Equitable と比較で何度か登場する損保会社の Royal Exchange とか London Assurance という会社もそのような特許状のもとで設立された会社ですが、これらの会社はその特許状を出してもらうために国に大金を払いました。Equitable はお金を払わなかったため、それも特許状が出なかった一因となっているようです。

もう一つの理由は、その南海バブルの南海会社が特許状の下で設立され、熱狂的な人気でバブルを膨らませたあげくバブルを破裂させ大騒ぎになってしまっ、しばらく株式会社の設立はよっぽどのことがないと認めないという流れになっていたようです。

それで Equitable は特許状付のちゃんとした株式会社になれなかったため、相互会社としてスタートしたのですが、その会社のルールは Deed of Settlement という文書に定められていました。ここではこの文書を「定款」と訳しています。

上で「理事」とか「理事会」と言っているのは、「director」とか「board of directors」の訳で、通常は取締役とか取締役会と訳される言葉です。この組織が株式会社でなく、また director や board of directors の役割も今日我々が通常考える株式会社の取締役や取締役会の役割と大分違うので、ここではわざと理事とか理事会とかの言葉を使ってみました。

Equitable の理事会には 2 種類あって、1 つは毎週開かれる定例の理事会で、保険契約の申込を引き受けるかどうかだけを議論する会議で、それ以外の、理事会として検討したり決議したりしなければならない議題については、別途日時を決めて理事会を招集するということだったようです。この招集理事会の方は必要の都度、随時開かれていたようです。

この理事会の上の組織として会員総会があり、生命保険の加入者は全て Equitable の会員になり、会員総会の参加メンバーになるということのようです。Equitable について「会社は・・・」という所、原文では「Society」という言葉を使っています。そこで「member」のことを「会員」と訳すことにしました。「総会」は「general court」の訳です。

総会は少なくとも年 1 回、理事の改選のために開かれるものを定時総会として、その他にも随時開かれたようで、少なくともあと年 3 回、四半期ごとに業績報告のための総会が開かれていたようです。

日本では相互会社の総会(社員総会)というのは規定はあるのですが、現実には総会の代りに総代会(社員総代会)を作ってそこでいろいろ決めるのですが、Equitable の場合は総代会はなくて、ちゃんと総会(会員総会)を開いていたようです。

理事会の会長というは「president」の訳です。この「president」というのは日本では普通「社長」と訳すのですが、社長というのもちょっと感じが違うので「会長」としました。英語では会社の社長も president ですし、アメリカの大統領も president です。この前(2011年1月)中国の胡錦濤主席が訪米しましたが、この主席も英語では president でした。日本語では社長・大統領・国家主席、それぞれに違ったイメージがありますが、英語では皆 president になっちゃうんですね。

なお上で、名前の脇に F.R.S.というのが付いています。これは Fellow of the Royal Society の略で「王立協会の正会員」ということです。日本で言えば「学士院会員」と同じような、一流の学者ということですよ。

イギリスではタイトルが非常に重視されるようで、几帳面にタイトルを名前の脇に付けることになっているようです。この F.R.S.のロイヤルソサエティ(王立協会)というのは、あのニュートンが何十年も会長を続けたこともある由緒正しい団体で、学者もこの Fellow になると一流の学者として認められるということのようです。

Equitable 創設の基となった James Dodson も、努力の末ようやく一人前の数学者として認められて F.R.S になり、そこで(Amicable 社の)生命保険に入ろうとしたら年齢制限に引っかかって入れてもらえなかった。そこで一念発起、年齢が高くても入ることができ、若い人も年寄りも公平に扱われる生命保険会社を作ろうというのが Equitable 創設のきっかけになったわけです。James Dodson は Equitable がスタートする前に死んでしまったので、結局保険には入れなかったし、Amicable も保険金を払わずに済んで良かったということですが。

最初の契約 (原文 16 ページ)

毎週の定例理事会はほとんど生命保険契約の申込だけを扱った。他の、理事会で扱う必要のある事項は「招集理事会」とよばれる、必要の都度招集されて開かれる理事会で扱われた。

上記の契約のうちの第一号は Edward-Rowe Mores に与えられた。彼は Oxford の Queen's College の卒業生で、古物収集家協会の正会員であった。彼は Etloe House を建てそこに住んだが、それは後日 Cardinal Wiseman の住処となり、現在も Essex の Low Leyton に建っている。彼の保険契約について議事録では以下のように記されている。

『そして Essex Esqr 州の Leyton の Edward Rowe Mores の宣言が読み上げられた。

Deed of Settlement(定款)で指名されている理事の一人が次のように述べた。「彼は 32 歳であり、この会(Society)で彼の生命に対して(そしてそれが続く限り)100 ポンドの保険を設定したいと思っている。彼の健康状態は現在極めて良好であり、またこれまでもそうだった。彼は酒や不摂生に溺れてはいない、等々」

そして Mr. Mores が会議を退席した後、理事会は十分な審議のあと

Mr. Mores を 100 ポンドで保障すること

その保険は年払保険料 3 ポンド 17 シリング 6 ペンス(3.875 ポンド)で保障することを決議した。

Mr. Mores はこの決議を知らされ、これに同意し、1 年分の保険料として 3 ポンド 17 シリング 6 ペンス(3.875 ポンド)を、入会手数料として 15 シリング(0.75 ポンド)を払い、預託金として 20 シリング(1 ポンド)預けたので、契約書を発行するよう命じられた。』

コメント (6)

あとからも出てきますが、この Edward Rowe Mores というのが Equitable の最初の経営責任者です。当初 Equitable は死亡率にもとづく生命保険料を計算し(そのために死亡率表まで作りました)、Equitable を始めようとしていた James Dodson が経営責任者になる予定だったのですが、彼は Equitable がスタートする前に亡くなってしまい、代りにこの Edward Rowe Mores が経営責任者になったということです。この Mores は今後しばしば登場しますので、そのつもりで読んで下さい。彼は理事の一人でもあり、また Equitable をスタートさせるための基金の最大の拠出者でもあった人です。

James Dodson と違って正式な数学者の資格はなかったようですが、James Dodson の保険料計算の仕組を十分理解し、生命保険会社経営の実務を主導することができるだけの数学的素養もあった人のようです。

1763 年の終わりまで議事録は、綴じられていない foolscap の紙に書かれていたが、それはその後まとめて綴じられた。1763 年より後は議事録用の帳簿が使用されるようになった。その帳簿には数巻にわたり契約の詳細な記述が冗長に生真面目に書かれている。それに比べると上の記述は(主たる発起人の契約であるため)簡潔かつ簡明に書かれている。

最も冗長なのは、ある人が別の人の生命に保険をかける契約の場合で、時には 3,000 語になるものもあった。これは後日の法制化を先取りするように、理事達は契約を引き受けるにあたって被保険利益の証明を求めたためだ。そして理事達はその証明に満足しない時は契約を断るか、あるいは彼らが被保険利益に相当すると考えるもっと低い保険金額で契約を引受けた。

コメント (7)

上で「被保険利益」という言葉が出てきました。これは保険というのは損失をカバーするために使うものであって、「保険で儲けてはいけない」という基本となる考え方です。このため保険金額は保険事故が起こった時に発生する損失の範囲内でなければならないとするルールを設定するもので、この発生する損失のことを被保険利益と言います。

このルールがないと、何の利害関係もない、たとえば王様や総理大臣の生死について保険に入ることによって保険がギャンブルになってしまいます。保険はギャンブルになりやすいのでそれを厳密に制限するため、イギリスでは「生命保険法(別名:賭博法)」という法律で被保険利益を超える保険金額の保険契約を禁止していますが、その法律ができたのは 1774 年のことで Equitable のルールはそれを先取りしているということです。

申込書 (原文 18 ページ)

これらの記述には「AND THAT & c.」という言葉が説明もなしに繰り返し出てくる。Mr. Mores 自身のケースについて、その余白に彼自身が手書きで「申込書の全体がここに挿入されなければならない。でなければ &c.は何を指しているのか(わからないじゃないか)」という注釈を付けていることは今まで注意されていない。

この答えは初期の契約の申込書を見ればわかる。中でも単純な申込書は申込人が自身の死亡に対して保険をかける場合で、次のようになっている。

私〇〇

は the Society for Equitable Assurances on Lives and Survivorships のメンバーになることを欲しており、その Society において保険金額

〇〇

の保険に入ろうと思っており、保険が付される人に関する年齢・健康状態その他の状況を書面で宣告することを求めている Society の Dead of Settlement(定款)の条項を熟読し、検討した。

そしてここに宣言する:

私は〇歳

であり、生れたのは

〇

であり、飲酒その他の不摂生にふけていないし、私の寿命を短くするような異常も持っていない。

これは言葉通り真実で誠実な宣言であり、何らごまかしや留保や欺瞞や共謀を含んでいない。

私は、これは Society と私との間の契約についても同様であることに満足しており、同意する。

17〇〇年 〇月〇日 署名

被保険利益 (原文 20 ページ)

他人の生命の保険の場合の、もっと長い申込書の様式を全部示す必要はないだろうが、その部分を抜粋した次を見れば、理事達が実際の被保険利益を超えるギャンブル的な保険にどう備えたかがわかる。

また他の人の生命についての保険に入ろうとする者は、その他人の生命に関して被保険利益を持っているという宣言にサインしなければいけないという、この会(Society)の会員総会の指示も熟読し、検討した。

そしてここに宣言する。

その者〇〇の年齢は〇歳を超えていない。その者は天然痘を終えており、またその者〇〇はその者の余命を短くするような異常がない。私はその者〇〇の生命に対して、上記の保険金額〇ポンド全額までの利害関係を有している。

保険金額を未払い債務の額までに限定することにより、理事達はもちろん保守的過ぎたといえる。現今では債務者が支払不能になる場合もあることから、支払保険料の累計額とその利子相当額も被保険利益に加算することができる。

コメント (8)

この部分は、債務者が債務を支払う前に死亡して債権が全額回収できない場合に備えて、債権者が(契約者になって)生命保険に入るケースについて述べています。

日本の住宅ローンの団体信用生命保険なんかの場合は、保険料は実質的に債務者が負担するので、被保険利益は債務残高のみとなりますが、この Equitable の場合は保険料を債権者が負担するので、被保険利益(あるいは債務者死亡の場合の債権者の損害額)は、債務残高に加え、債権者が負担した保険料もそれに該当するということです。

当時の Equitable ではその保険料分は被保険利益に入れなかったけれど、この本が書かれた 1930 年代にはイギリスではその保険料分も被保険利益に入れていたということのようです。

面白いコメントです。

保険期間 (原文 20 ページ)

知ったかぶりをする人は Equitable の初期の契約の継続期間が短かったことを、これはその当時の状況から仕方なかったという事情を考慮せずに揶揄している。

その当時の人は(自分の死後の)扶養家族の財政的な心配をすることは一般的ではなく、多くの生命保険は債務者が死亡する時の債権の回収の手段として使われた。債務の返済が終われば終身保険は必要がなくなったし、債務の返済のために給料を差し押さえるなどの場合は、保険期間を1年・3年・7年などの短期の期間にすることが一般的だった。また場合によっては債務がなくなった時は契約は終了するという条項が(Equitable により)付けられることもあった。

女性を含む契約申込人の多くは、このような金貸し業を大規模に行なっていたようで、その金貸しの顧客の中には歴史上の人物の名前もみつかるとのこと。west-end の仕立屋が 1,000 ポンドあるいは 2,000 ポンドの保険を Jeffery Farnol の伊達男や摂政時代の金持ちの社交家の前兆のような名家の若い人の死亡に対してかけるというのも珍しくはなかった。

しかし我々は医者や Peternoster 通りの本屋などによる時には何千ポンドもの無差別の貸付けには眉をひそめざるを得ない。

加入年齢 (原文 22 ページ)

加入時の年齢は最初、既に達した年齢、すなわち「直前の誕生日の年齢」(注:日本でいう、いわゆる満年齢)だった。しかし程なく「直後の誕生日の年齢」に変更された。

年齢がちょうど何歳ということだけでなく、誕生日と誕生日の間である場合、保険料を補間して計算することになっているのであれば「直前の誕生日で」何歳といおうと、「直後の誕生日で」何歳と言おうと表示だけの問題でどちらでも変わりはないようなものだったが、現実には人間的要素のため誕生日の間で均等に加入するのではなく、どうしても後の方、誕生日の近くに集中するようだ。

そのため補間の計算も高い年齢の方に 2/3 あるいは 3/4 の重みをつける平均にしなければならぬ。同様に、もし保険料を補間しないでちょうど何歳の年齢の保険料を使う場合、「最も近い誕生日の年

齢」(日本ではいわゆる保険年齢)を採用する場合、実際に入ってくるのは誕生日の前の人より誕生日の後の人の方が多い、という形で悪用された。現代的な「1/4 年単位の年齢」方式により、そのような悪用は無効にされている。

コメント (9)

ここの加入時の年齢の計算はなかなかやっかいな問題です。というのも、「保険に入る人は誕生日に入る」という決まりはないので、加入時の年齢には通常、年未満の端数があり(すなわち今〇歳と〇ヵ月〇日という場合の〇ヵ月〇日の部分)、これを切り上げたり切り捨てたり四捨五入したりして整数の年齢にして、その年齢の保険料を適用するというをしているからです。

どんなやり方をしようと、年齢の計算の仕方と保険料の決め方で辻褄が合っていればそれで良いだけのことですが、やはりどこかのタイミングで保険料が1歳分高くなるということになると、その直前に保険に入りたくなるのは自然なことのようにです。

「age last birthday」というのは「この前の誕生日での年齢」ということですから、日本のいわゆる満年齢と同じになります。「age next birthday」というのは「この次の誕生日での年齢」ということですから、満年齢+1歳ということになります。「age nearest birthday」というのは「この前の誕生日とこの次の誕生日と、近い方の誕生日での年齢」ということになるので、年齢の端数を四捨五入したものと同じになります。日本ではこれを「保険年齢」と称して、昔からの日本社の生命保険会社が使っている方法です。

日本流のいわゆる「数え年」という方法もあり得るんですが、使われることはないようです。これを英語で言うとする「age next New year's day + 1」ということになるのでしょうか。

日本では「age last birthday」と「age nearest birthday」が一般に使われていて、「age next birthday」が使われることはありません。

また「1/4 年単位の年齢」というのも面白いですが、これが日本で使われているという話は聞いたことがありません。原文は 1930 年代に書かれた本ですから、その当時イギリスでこんなやり方をやっていたとすると面白いですね。